「指定短期入所生活介護(ショートステイ)」 「指定介護予防短期入所生活介護」

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(北海道指定 第 0174142455 号)

当施設は利用者様に対して指定短期入所生活介護サービス(又は指定介護予防短期入所生活介護サービス)を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定 (又は要支援認定) の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

|要介護認定 (又は要支援認定) をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目次

1.施設経営法人	1
2.ご利用施設	1
3.設備の概要	2
4.職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6.苦情の受付について	7
重要事項説明書付属文書	9

特別養護老人ホーム ぬさまい

1.施設経営法人

- (1)法人名 社会福祉法人 扶躬会 (ふきゅうかい)
- (2)法人所在地 北海道釧路市阿寒町富士見2丁目5番10号
- (3)電話番号 0154-66-1010
- (4)代表者氏名 理事長 末岡 巧
- (5)設立年月日 昭和52年6月20日

2. ご利用施設

- (1)施設の種類 指定短期入所生活介護/指定介護予防短期入所生活介護
- (2)施設の目的 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3)施設の名称 特別養護老人ホーム ぬさまい
- (4)施設の所在地 北海道釧路市幣舞町4番7号
- (5)電話番号 0154-41-2233 0154-64-1100(ぬさまい医務室)
- (6)管理者氏名 施設長 小池 文一郎
- (7) 当施設の運営方針 入所している利用者様一人ひとりが穏やかで自立した生活が送れるよう援助し、心の通い合う介護と、豊かな人間性を尊重します。
- (8)開園年月日 平成30年10月17日
- (9) 入所定員 10名(短期入所生活介護・予防短期入所生活介護専用床) また、併設する本体施設の空床を利用することがあります。
- (10) 第三翻冊の実施 当法人では、第三者評価を実施していません。

3.設備の概要

居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	面積㎡	備考
居室(個室)	10 室	10.72	短期入所生活介護専用
共同生活室	1 室	35.70	
トイレ	4 室	ı	
医務室	1 室	-	
浴室	2 室	ı	普通浴室 1室 特殊浴室 1室
地域交流スペース	1 室	-	
喫茶	1 室	-	
理美容室	1 室	-	

上記は、厚生労働省が定める基準(介護保険法・指定短期入所生活介護の基準)により、 指定介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設・設備です。

居室の選定と変更: 入居される居室は、原則、当施設で選定させていただきます。入居後、心身機能の変化や対人関係などの理由により居室を変更させていただく場合があります。 居室に関する特記事項:本体施設の入院者の空きベッドを、短期入所生活介護用として、使用することがあります。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護福祉施設サービス及び短期入所生活介護サービス、予防介護短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

職種	配置数	基準	勤務体制(平日)
1.施設長	1 名	1 名	8 : 50 ~ 17 : 30
2.介護職員	24 名	24 名	(直接介護体制)
	パート		早出: 5 名(うち1名が短期入所生活介護)
	勤務含		7 : 00 ~ 16 : 00
			日勤: 5 名(うち1名が短期入所生活介護)
			10 : 00 ~ 19 : 00
			遅出: 5 名(うち1名が短期入所生活介護)
			13:00 ~ 22:00
			夜勤: 5 名(うち1名が短期入所生活介護)
2	2 47	0.47	22 . 00 ~ 8 . 00
3.看護職員	3 名	3 名	日勤:1 名 8:30 ~ 17:30
			遅出:1 名 10:00 ~ 19:00
4.介護支援専門員	1 名	1 名	8 : 50 ~ 17 : 30
5. 栄養士(管理栄養士)	1 名	1 名	8 : 50 ~ 17 : 30
6.生活相談員	1 名	1 名	8 : 50 ~ 17 : 30
7.機能訓練指導員	1 名	1 名	8 : 50 ~ 17 : 30
8. 医師(嘱託•非常勤)	1 名	1 名	週 1 日 14:00 ~ 16:00
9.事務職員他	7 名	必要数	8 : 50 ~ 17 : 30
	パート勤務含		18:00~8:00(宿直員)

土日曜・祝祭日・年末年始は上記と異なります。 調理業務は、外部業者へ委託しています。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者様に対して以下のサービスを提供します。 当施設が提供するサービスについて、

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
- (2)利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条)

以下のサービスについては、利用料金の大部分は介護保険から給付され、負担割合に応じた額をご契約者にご負担いただきます。

< サービスの概要 >

サ	ービスの種類	内 容	自己負担
1	食 事	当施設では栄養士(管理栄養士)のたてる献立表	食材料費負担額
		により栄養並びに利用者様の嗜好や身心の状況を	1 日あたり1,445 円
		考慮した食事を提供します。	(朝食 295 円)
		できるだけ離床し、食堂での食事をお願いしま	昼食 575 円
		す。	└ 夕食 575 円 ┘
		(食事時間)	限度額が決められている方は
		朝食 7:30~ 昼食 12:00~ 夕食 17:00~	その額をご負担いただきます。
2	排 泄	排泄の自立を促すため、利用者様の身体能力を助	負担割合に応じた額
		長する援助を行います。	
3	入 浴	原則、週 2 回の入浴を実施しております。	
4	機能訓練	介護職員により、利用者様の心身等の状況に応じ	
		て、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはそ	
		の減衰を防止するための訓練を実施します。また、	
		寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮しま	
		す。	
5	整容・洗濯	・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう	
		配慮します	
		・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を行	
		います	
		・必要に応じて衣類・寝具の洗濯を行います	
		・シーツ・リネン類は定期的に交換します(1回/週)	
6	介護相談	利用者様とご家族からのご相談に応じます	
7	健康管理	嘱託医により毎週 1 回診察をおこなっておりま	健康保険による一部負担
		す。日頃の体調の変化は看護師が対応します。医療	があります
		機関への通院はできる限り介添えをします。	
8	送 迎	当施設では利用者様の身心の状態、ご家族様の事	サービス費用の 1 割
		情を考慮して、短期入所生活介護入退所時に居宅と	(片道につき 184 円)
		施設の間を送迎します。	

<サービス利用料金(1日あたり)>(契約書第8条)

下記の料金表によって、利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費及び滞在費の合計金額をお支払い下さい。 下記の表中 上段は負担割合が1割、中段は2割、下段は3割負担としたものです。

1 10 10 11 11 11 11 11 11							
1.利用者様の要介護度と サービス利用料金 *	要支援1 (介護予防) 5,290 円	要支援2 (介護予防) 6,560 円	要介護1 7,040 円	要介護2 7,720 円	要介護3 8,470 円	要介護4 9,180 円	要介護5 9,870 円
2.うち、介護保険から 給付される金額	4,761円 4,232円	5,904円 5,248円	6,336円 5,632円	,	,	,	,
(9割,8割,7割給付)	3,703円	,	4,928円	,	,	,	,
3.サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	529円 1,058円 1,587円	1,312円	704円 1,408円 2,112円	1,544円	1,694円	1,836円	1,974円
4.食事に係る自己負担額	1,445 円(朝食295 円 昼食575 円 夕食575 円) 負担限度額の認定を受けている方はその額まで						
5.滞在費	2,066 円 負担限度額の認定を受けている方はその額						
6.自己負担額合計 (3+4+5)	4,040円 4,569円 5,098円	4,823円	4,215円 4,919円 5,623円	5,055円	5,205円	5,347円	,

* 表中の金額は「短期入所生活介護費」のみ記載しております。サービス利用料金は、「短期入所生活介護費」に、利用状況や職員配置体制などに応じた下記各種加算を加えたものになります。

```
看護体制加算( )(介護予防を除く)
看護体制加算( )(介護予防を除く)
                                                  4円)
                           1日あたり
                                   40円 (自己負担額
                           1日あたり
                                   80円
                                       (自己負担額
                                                  8円)
機能訓練指導員配置加算
                           1日あたり
                                   120円
                                       (自己負担額
                                                 12円 )
                                  180円
                                       (自己負担額
                                                 18円)
夜勤職員配置加算()(介護予防を除く)1日あたり
送迎加算(自宅、施設間に限る) 片道 1,840円
緊急短期入所受入加算(介護予防を除く)1日あたり 900円
                                                184円)
                                       (自己負担額
                                                 90円)
                                       (自己負担額
                                       (自己負担額
療養食加算
                           1食につき
                                   80円
                                                  8円)
生產性向上推進体制加算()
                           1ヶ月
                                 1,000円
                                       (自己負担額
                                                100円)
                                       (自己負担額
サービス提供体制強化加算(^)イ
                           1日あたり
                                  180円
                                                 18円)
長期利用者減算(30日を超える連続利用) 1日につき
                                   300円減算
「介護職員等処遇改善加算」
                      サービス利用料金の14.0%相当の額を加算します。
```

利用者様がまだ要介護認定又は要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護又は要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます (償還払い), 償還払いとなる場合、利用者様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス 提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更します。 1か月のサービス利用料金のお支払いが一定額を超える場合、高額介護サービス費として払い戻される制度がありますので、ご相談下さい。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第8条)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担になります。

< サービスの概要と利用料金 >

食事の提供(食材料費)

利用者様に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金: 1 日あたり 1.445 円(朝食 295 円・昼食 575 円・夕食 575 円)

滞在費

利用者様に提供する居室の光熱水費です。

料金: 1 日あたり 2,066 円

理美容サービス

[理髪サービス]

理容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

利用料金: 理美容サービス料金は出張理容師との個別相談となります。

貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品の管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

管理する金銭の形態:施設の指定する金融機関へ預け入れている預金

お預かりするもの:上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

保管管理者:施設長

出納方法:手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記の届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成します。

利用料金:かかりません

レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 参加費や材料代等の実費をいただく場合があります。

複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要と する場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者様の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

新聞、雑誌、書籍等の購入代金

売店等、個人で購入を希望される商品の購入代金

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

利用者様の移送に係る費用

利用者様の通院や入退院の移送は無料とします。ただし、外出・外泊時の送迎は原則として園では行いません。

持ち込み電化製品の電気料

冷蔵庫	日額 50円
その他の電化製品	日額 30円

電気製品の持ち込みについては、事前のご相談をお願いします。

日常生活費他

項目	概要	金 額
消耗品	・ティッシュペーパー	実費
	・口腔内の衛生用品	
個人使用の容器、用具	・義歯カップ等	
特殊医療材料費	・吸引チューブ等	
特殊食品	・栄養補助食品等	
趣味活動の材料費や	各種、趣味活動に参加された方	
行事参加費	行事参加での自己負担分	

居室で使用されるティッシュペーパー、口腔内の衛生用品(義歯洗浄剤、歯磨き粉等)は 利用者負担となります。

シャンプー、ボディソープは浴室備え付けのものを使用しますが、体質等の事情で各人にてご用意いただく場合があります。

日用品は持ち込みを基本としておりますが、ご依頼がある場合は各人の委任内容に基づき 購入します。

(3)利用料金のお支払い方法(契約書第8条)

前記(1)(2)の料金・費用は、サービス利用の月毎に計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下の方法でお支払い下さい。

下記指定口座への振り込み 郵便振替 02730-9-50629 特別養護老人ホーム ぬさまい

(4)利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 三慈会 釧路三慈会病院
所在地	釧路市幣舞4番30号
診療科	整形外科 循環器内科 内科

協力歯科医療機関

医療機関の名称	釧路市阿寒歯科診療所
所在地	釧路市阿寒町中央1丁目3番14号

(5)利用の中止、変更、追加(契約書第9条)

利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービス(介護予防短期入所生活介護サービス)の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに園に申し出てください。利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者様の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10 %
	(自己負担相当額)

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、園の稼動状況のより契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。 ご契約者は、利用者様がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. 苦情の受付について(契約書第23条)

- (1) 当施設における苦情の受付手順と解決方法
 - ・施設内への掲示、パンフレットの配布などにより、苦情解決の仕組みについて周知しま す。
 - ・苦情解決担当者は利用者等からの苦情を受け付けます。また、第三者委員も直接苦情を 受け付けます。
 - ・苦情受理後は、速やかに事実内容を確認し検証後、申し立て者に対し説明と了承を得る こととします。
 - ・苦情の受理及び解決方法の詳細については、施設で定める「苦情解決要領」の内容に準 じて対応するものとします。

苦情受付窓口(担当者)

[職名]介護支援専門員 松田 恭範

苦情解決責任者

[職名]施設長 小池 文一郎

受付時間 毎週月曜日~金曜日 10:00~15:00

受付電話番号 0154-66-1010

また、施設内に苦情受付ボックスを設置しています。

(2)行政機関その他苦情受付機関

釧路市役所 福祉部介護高齢課介護保険担当	所在地 電話番号 FAX	釧路市黒金町7丁目5番 0154-23-5151 0154-32-2003
北海道国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 FAX	札幌市中央区南2条西14丁目 011-231-5161 011-233-2178
北海道社会福祉協議会	所在地 電話番号 F A X	札幌市中央区北2条西7丁目1番地 011-241-3976 011-251-3971

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービス(指定介護予防短期入所生活介護サービス)の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護施設(指定介護予防短期入所生活介護施設) 特別養護老人ホーム ぬさまい

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて園から重要事項の説明を受け、<u>利用者</u> 指定短期入所生活介護サービス(指定介護予防短期入所生活介護サービス)の提供開始に同意 しました。

契約者 住 所

氏 名 印

この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、入 所申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1.施設の概要

- (1)建物の構造 鉄筋コンクリート造8階建(短期入所ユニットは8階にあります)
- (2)建物の延べ床面積 6,536.95 m²
- (3)施設の周辺環境 釧路市街地に程近く、高台の眺望の良い環境です。

2.職員の配置状況

<配置職員の職種>

施 設 長...介護老人福祉施設及び短期入所生活介護施設として利用者様に適切な サービスを提供するため、施設運営及び職員の管理を行います。

介 護 職 員...利用者様の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行 います。

3 名の利用者様に対して 1 名の介護職員を配置しています。

看 護 職 員…主に、利用者様の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の 介護、介助等も行います。

3 名の看護職員を配置しています。

|介護支援専門員|...利用者様に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

1 名の介護支援専門員を配置しています。

機能訓練指導員...利用者様が日常生活を営むのに必要な機能を改善、又はその減退を防止 する訓練を行います。

1 名の機能訓練指導員を配置しています。

管理栄養士…利用者様の嗜好や身心の状況並びに栄養を考慮した献立表の作成及び 栄養指導・相談等を行います。また、日常生活の食事時間に近い時間帯 に温かい食事を提供します。

1 名の管理栄養士を配置しています。

性 活 相 談 員…利用者様の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1 名の生活相談員を配置しています。

医師…利用者様に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

いつでも連絡のできる体制を整えております。

|給 食 職 員|...利用者様がおいしく召し上がれるよう吟味した食事を調理します。(外部業者へ委託しています)

事務職員...利用者様が施設で安心した生活を送るために必要な施設内外の整備・維持管理や円滑な事務業務を行います。

3.契約締結からサービス提供までの流れ

(1)利用者様に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン又は介護予防ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

当施設の介護支援専門員(ケアマネージャー)に短期入所生活介護計 画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。 その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者に対して説 明し、同意を得たうえで決定し、書面を交付します。 短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画(ケアプラン又は介護予 防ケアプラン)が変更された場合、もしくはご契約者の要請に応じて、 変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契 約者と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。 短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面 を交付し、その内容を確認していただきます。

(2)ご契約者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン又は介護予防ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

要介護認定を受けている場合

居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターの紹介等必要な支援を行います。 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。 (償還払い)

居宅サービス計画 (ケアプラン又は介護予防ケアプラン)の作成

作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、 ご契約者にサービスを提供します。

介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額) をお支払いいただきます。

要介護認定又は要支援認定を受けていない場合

要介護認定又は要支援認定の申請に必要な支援を行います。 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービス提供します。 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。 (償還払い) 要支援、要介護と認定された場合 自立と認定された場合 居宅サービス計画(ケアプラン又は介護予防ケアプラ 契約は終了します。 ン)を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支 既に実施されたサービスの利用 援事業所の紹介等必要な支援を行います。 料金は全額自己負担となります。 居宅サービス計画(ケアプラン又は介護予防ケアプラン)の作成 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに 基づき、ご契約者にサービスを提供します。 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己 負担額)をお支払いいただきます。

4.サービス提供における事業者の業務(契約書第11条、第12条)

当施設は、利用者様に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

利用者様の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

利用者様の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者様から聴取、確認します。

非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者様に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

利用者様が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

利用者様に提供したサービスについて記録を作成し、完結の日から2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

利用者様に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、利用者様または他の利用者様等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合もあります。

施設及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た 利用者様又はご契約者等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。 (守秘義務)

ただし、利用者様に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者様の心身等の情報を提供します。

また、利用者様の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5.施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者様の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1)持ち込みの制限

入所にあたり、ペット類、危険物等の持ち込みはできません。

居室に持ち込まれる物品については、スタッフにご相談ください。

施設生活で最低限必要な物品については、入所が決定した時点で連絡致します。

(2)面会

面会時間 9:00~17:00

来訪者は、必ず所定書式に必要事項をご記入ください。

面会中、職員による氏名、続柄の確認を求めることがあります

利用者様の私物の出入は必ず職員にご連絡ください

なお、来訪される場合、生ものなど食中毒の発生の恐れのある食料品の持ち込みはご 遠慮ください。

(3)施設・設備の使用上の注意(契約書第13条参照)

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

利用者様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者様の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

当施設の職員や他の利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

その他、騒音等、他の利用者様の迷惑になる行為やプライバシーを侵害する行為はご遠 慮願います。

(4) 喫煙・飲酒

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

飲酒される方は、入所時にお申出下さい。

6.緊急時及び事故発生時の対応について

当施設において介護サービスの提供中に、利用者様に病状の急変が生じた場合及びその他必要な場合は、速やかに主治医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じます。

また、利用者様に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用 者様ご家族、利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ ます。

事故が発生した際には、その状況や措置について記録します。

7. 損害賠償について(契約書第15条、第16条)

当施設において、介護サービスの提供により利用者様に万が一事故が発生した場合には、 緊急時の対応を図り、事故の拡大防止に全力を尽くすと共に、速やかにご契約者やご家族様 に対し状況を報告・説明し、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を 防ぐための対策を検討します。

尚、施設の責任によりご契約者又は利用者様に生じた損害については、施設は速やかにそ の損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者又は利用者様に故意又は過失が認められる場合には、利用者様の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、施設の損害 賠償責任を減じる場合があります。